# 精華町重大事件等調査委員会 第1回会議摘録

1. 開催日時及び場所

平成31年3月27日(水)18:00~19:00 町役場5階501・502会議室

# 2. 議題

- ・町長あいさつ
- •委員紹介
- ・委員長の選出
- ・諮問書の交付
- ・事件の概要説明
- ・議事 調査方針の検討等
- 3. 公開・非公開の別 公開
- 4. 会議の概要
- ○木村町長あいさつ

このたび公共工事の一般入札に関し、本町職員が官製談合防止法違反等で逮捕されるという、重大な不祥事を起こしてしまいました。

町政の最高責任者として、町民の信頼を裏切り、多くの方々にご迷惑を おかけし、大変申訳なく、まさに痛恨の極みです。

現在、事件の真相究明に向けまして警察の捜査に全面的に協力し、一刻も早く再発防止策の検討を進めるため、第三者調査委員会の調査が円滑に進められるよう委員の先生方の調査活動を協力し、原因究明と再発防止策のご提言に基づき、再発防止に向けて総力を挙げて取り組みます。よろしくお願い申し上げます。

### ○委員紹介

安保嘉博様 (弁護士)

石原俊彦様 (関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授)

川勝健志様 (京都府立大学公共政策学部准教授)

中川美雪様(公認会計士)

長谷川博啓様(弁護士)

## ○委員長選出

委員長 石原委員 委員長代理 安保委員

- ○諮問書交付(町長)
- ○事件の概要説明(岩橋総務部長)

公表されている逮捕報道の内容を中心に事件の概要を説明

まず、平成31年2月15日、本町職員が、官製談合防止法第8条違反 の容疑で逮捕された件

精華町が平成30年10月26日に開札執行した平成30年度滝ノ鼻地区の排水路整備工事一般競争入札に関し、同年10月16日ころから同月23日までの間、秘密事項である最低制限価格の根拠となる金額を教示し、同月24日、金額を教示された建設会社に最低制限価格に近似する金額で入札させ、同月26日、同社が同額で落札させたもの。

次に、平成31年3月8日、既に検察庁へ送検されておりました本町職員が、入札に関する秘密事項を漏らした見返りに現金の供与を受けたとして、加重収賄などの容疑で再逮捕された件

精華町が平成30年11月1日に開札執行した平成30年度流域関連公共下水道事業精華14-1号汚水幹線築造(その6)工事の一般競争入札に関し、秘密事項である最低制限価格の根拠となる金額を教示し、同月30日、最低制限価格に近似する金額で入札させ、同年11月1日、落札させたもの。

工事の一般競争入札において、職務上知ることができた入札に関する秘密事項である最低制限価格の根拠となる金額を教示して、職務上不正な行為をしたことに対する謝礼等として、それぞれ平成30年6月ころ及び同年12月ころに現金合計数十万円を受け取ったもの。

参考資料として一連の新聞報道記事を配布

#### ○議事(調査方針の検討等)

石原委員長 今回の事件の実態把握と原因究明に関すること、事件の再発防止 策の提言に関すること、この2点について、今後この委員会で調査 等を進めるに当たり調査の具体的な内容、役割分担、調査期間等 諸々ございますが、ご意見を聴きながら軸足を定めていきたいと思 います。

- 安保委員 再発防止策を提言するのが結論として求められるが、そのために は今回の事件の実態把握と原因究明を一定行った上で、再発防止策 を検討するのがよいと思います。
- 石原委員長 最終的な提言にやや比重を置きつつも、実態の把握、原因究明は しっかり行う、しかるべき早く、しかし十分に時間をかけて行う必 要がありますが、どの程度の期間で。
- 長谷川委員 原因究明の関係では、調査は裁判での事実認定を見きわめることが不可欠ですので、刑事裁判の傍聴とその他の調査を並行して行ったとして、3カ月程度は必要かと思いますが。
- 川勝委員 原因究明調査の一方で、町がどのように入札制度を運用していたか、あるいはその運用体制はどうであったかなどの情報を共有して議論する必要がありますし、制度の問題点を考察し、検討して、提言につなげていくことが重要です。
- 中川委員 この調査報告がまとまるまでの町の業務への影響も考慮する必要 があります。
- 石原委員長 公共工事は、今必要不可欠以外のものは止まっている。町民の皆さんの生活環境の改善ができない状態であり、3カ月程度で、少なくとも中間報告で一定の方向性は出す必要があろうかと思います。 それから裁判の進捗をあわせて最終報告。弁護士の先生方に、実態把握、その原因究明について担当いただきたいと思います。
- 安保委員 調査の対象としては、新聞報道でも2013年以降の入札の問題 点が取り上げられていましたので、これらの公共工事の状況を調べ る必要があると考えますし、入札事務の中で様々な書類が作成され ると思いますので、客観的資料としてそれらを見ながら担当職員か ら事務の流れなど説明を受けたり、事件当事者職員からもヒアリン グできればと思います。
- 川勝委員 町の入札制度、入札事務の実態、公共工事の入札結果など、公共 工事の状況を調べる必要がある。予定価格、最低制限価格の具体的 な計算方法、とりわけ今回は最低制限価格が事後公表であり、その 情報が漏えいしたということが一つきっかけになっているので、そ

のこと自体をこの委員会としてどう評価するか。あるいは改善、見直しが必要であるとするならば、どのような点であったのか。そういう制度上の問題について、また、それを運用される職員、組織側の体制問題、コンプライアンス対策というのが十分であったのか、この3か月間で調べていければと思います。

- 中川委員 入札の制度的なことありますが、少し広い視点で職員の教育とか、 チェック体制とかについても確認が必要ですね。
- 石原委員長 次回の委員会では、工事関係の入札の基本的な進め方、最低制限 価格の決定について、これらについては入札の案件になるので、場合によっては非公開ということになろうかと思いますが、町の方から一定説明を受けまして、予備知識をある程度積み重ねた上で、先生方の専門的なご意見を集約して、具体的な再発防止策等について、最終的にこの委員会としてまとめるという段取りで、目標3カ月でできれば中間報告程度で、という進め方としたいと思います。
- 川勝委員 入札制度を理解する基礎資料はもちろんですが、近年の落札率の傾向、くじの発生率、失格案件の数、あるいはどういう内容のものであったのかという過去のデータ、ほかに、建設業界を取り巻く環境というものがどういうふうであるのか、例えば、最低制限価格に張りつく傾向が、精華町だけじゃなくて全国的にあるということは、元請、下請の関係で、ダンピングの問題が生じてないのかなど、実態把握というのは簡単ではないが情報やデータというのを、議論するために必要です。
- 安保委員 最低制限価格の水準が妥当なのか、また、最低制限価格の制度自 体、その意義も含めまして議論するのもよいですね。
- 川勝委員 最低制限価格という制度、品質をキープしなければいけない意味では最低制限価格を設けるというのは意味があるが、現実に最低制限価格に張りつくということは、その業者さんが利益の出る範囲だと認識して応札することが予想されるが、実態は必ずしもそうではない可能性もある。仕事の獲得を優先して応札し、その結果として、最低制限価格に張りついてしまうという事態が生じているということは、最低制限価格、あるいは予定価格そのものの意義も重要な論点です。

石原委員長 第2回の会議は、精華町の入札のさまざまな実務について委員会として十分な情報を得た上で意見交換をし、また具体的な調査に入っていくという段取りで進めていきたいと思います。公開、非公開については、内容等が定まった上で委員の皆さん方に事前に諮り、開催時期は、4月の下旬、場合によったら5月の10日前後に開催することとします。